



新学期から2か月が過ぎました。新しいクラスや部活動にも慣れてきたころでしょう。そんなとき、気分が高揚し、ふざけがエスカレートして人を傷つけてしまうことがあります。とくに、性に関心を抱く思春期・青年期に、性暴力により、人に深い心の傷を与えてしまうことがあります。児童生徒が安全に安心して生活できるように、予防教育として「生命（いのち）の安全教育」の授業を、全てのクラスで実施することを文部科学省は推奨しています。

「生命（いのち）の安全教育」



文部科学省は、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

年代別に、幼児期・小学校（低中学年）・小学校（高学年）・中学校・高校の教材（スライド・動画）と指導の手引きが配信されています。

幼児期・小学校（低中学年）

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
「いや！やめて！だめ！」と言う ➡ 逃げる
➡ 安心できる大人に話す

小学校（高学年）

- ・体の距離感—自分と他の人との距離は自分で決めていい
- ・心の距離感—自分の気持ちや考え方は自分のものだから、どんな気持ちをもって、どんな考え方をするかは自分で決めていい
- ・SNS を使うときに気をつけること

中学校

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か
(デートDV、SNSによる被害例)
- ・性暴力被害にあった場合の対応

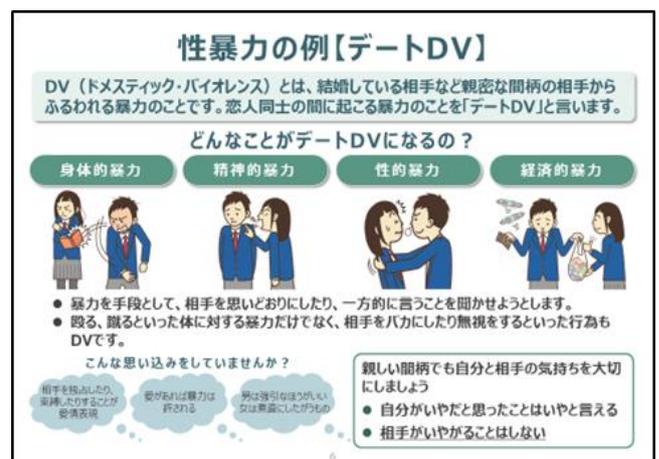
高校（中学にプラスして）

- ・セクシャルハラスメント例示
- ・二次被害について https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

性暴力加害は約半数の人に PTSD（心的外傷後ストレス障害）などのストレス障害を引き起こします（災害は4%～10%）。性暴力をした子どもは、警察で事情聴取を受けることとなります。そして、児童相談所などで、性暴力加害を繰り返さないように更生面接を受けることとなります。



(スライドは小学校（低中）版より)



(スライドは中学校版より)

(1) 性的な被害を子どもが受けたと考えられるときの対応

児童生徒が、大人や子どもから性的な被害を受けたと考えられるときは、詳しく無理に聞きだそうとせず、本人の同意をえて警察に通告します。

- ①供述汚染*を防ぐため（大人の期待や圧力で真実でないことを話すことを防ぐ）
- ②二次被害を防ぐため（繰り返し無理に聞きだそうとすることで、二度と話したくないという回避を強め、抱えなくていい自責を強めるから）

※「供述汚染」：児童は誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取前にあれこれ聞かれることにより、供述が流されたり子どもの記憶が変わったりすることがあります。

2022年12月に改訂された「生徒指導提要」には、つぎのように記載されています。

「児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。詳細については無理に聴きすぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴ければ、警察等の関係機関に通告をすることになります。 また、家族や、他の教職員、関係機関とどこまで情報を共有してよいのかということについて、本人から同意をとります。」（生徒指導提要, 202p）

(2) 被害にあった児童生徒へのトラウマ回復支援

- ①学校は被害児童生徒へのサポートチーム（管理職、教育相談担当、担任、養護教諭、SC・SSW、市教委などと連携）を作り、外部機関と連携します。
- ②被害にあった児童生徒とその保護者へのSC等による面接支援
 - ・児童生徒に寄り添い共感しながら心身反応（眠れない、集中できない）を確かめ、面接の目標を確認します。トラウマ回復のリーフレットを使い、児童生徒だけでなく保護者とも対処法を共有します。
 - ・学校でのようすと家庭でのようすが異なることがありますので、大人から見た子どもの心とからだのアンケートも活用して支援を行います。
 - ・担任にどんな支援をしてもらいたいのか、応援体制について担任と共有します。
- ③医療支援が必要な場合は、トラウマ専門の治療ができる機関と連携します。
- ④公益社団法人ひょうご被害者支援センターは直接支援員・相談員・弁護士・臨床心理士などで構成される警察と連携している機関です（電話；078-367-7874）



(3) 加害行為をってしまった児童生徒への更生支援

- ①学校は加害児童生徒への更生支援チーム（管理職、生徒指導担当、SC・SSW、市教委など）を作り、外部機関と連携します。（SCは、被害児童生徒担当と別のSCが望ましい）
- ②加害児童生徒とその保護者への専門家による更生面接支援
 - ・児童生徒が自分の犯罪行為に向き合えるように、警察での聴取の供述書を事前に確認します。
 - ・児童生徒のポジティブな資源（がんばってきたこと、関心興味のあること）を認め、全否定しないように心がけます。
 - ・犯罪行為の意図・考えや感情行動について聴きます。
どんな思いで〇〇をしたのか、「仲良くなりたかった」、「男女の体の違いを知りたかった」など、意図は尊重して、適切な行動があることを学べるようにします。
 - ・過去に被害体験をしていることが確認されたら、トラウマ回復支援も行います。



社会応援ネットワーク「14歳からのストレスと心のケア」太田出版
藤岡淳子「性暴力の理解と治療教育」誠信書房